倉吉市クマ等出没時対応マニュアル

令和8年6月
倉吉市

目 次

Ⅰ．はじめに…… 2
Ⅱ．クマ等出没時の対応…… 3
1．出没対応の選択肢…… 3
2．出没対応方針決定フロー…… 4
3．クマ等出没対応時の連絡体制図…… 5
Ⅲ．緊急銃猟（人の日常生活圏にクマ等が出没した場合）…… 6
1．全体概要…… 6
（1）全体フロー…… 6
（2）各主体の役割…… 7
（3）主な役割…… 8
（4）指揮系統…… 9
2．初動対応…… 10
（1）地域住民等からの通報（緊急銃猟以外でも同様）…… 10
（2）現地確認（緊急銃猟以外でも同様）…… 10
（3）関係機関への連絡（緊急銃猟以外でも同様）…… 10
（4）地域住民等への注意喚起（緊急銃猟以外でも同様）…… 10
（5）対策本部設置の判断…… 11
（6）担当者の選任…… 11
（7）クマ等の監視等…… 11
3．計画の調整…… 12
（1）対策本部及び現地拠点の設置…… 12
（2）計画の決定…… 12
（3）管理者等への協議・調整…… 13
4．銃猟の実施…… 14
（1）安全の確保…… 14
（2）捕獲者要件の確認…… 14
（3）緊急銃猟実施条件の最終確認…… 15
（4）証票等の交付…… 15
（5）緊急銃猟の実施…… 15
（6）緊急銃猟の撮影…… 15
（7）緊急銃猟の中止…… 15
5．銃猟実施後の措置…… 16
（1）緊急銃猟の終了…… 16
（2）安全を確保する措置の解除…… 16
（3）損失確認…… 16
（4）再発防止対策の検討…… 17
（5）原状回復…… 17
（6）緊急銃猟実施の記録…… 17

Ⅰ． はじめに

近年、全国的にヒグマ及びツキノワグマ（以下、「クマ」という。）、イノシシ（以下、クマとイノシシを合わせて「クマ等」という。）の人の生活圏への侵入が相次ぎ、人身被害も多く発生している状況を鑑みて、令和７年４月に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護管理法」という。）の一部が改正され、緊急銃猟制度が創設された。これにより、地域住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で、大型獣の中でも特に人身被害を生じさせるおそれの高いクマ等について、住居集合地域等よりも広い概念である人の日常生活圏で銃猟をすることが可能となった。

本マニュアルは、クマ等が出没した際の対応方法と、人の日常生活圏で行う緊急銃猟の準備段階から実施後の原状回復までの対応手順を示し、現場での迅速かつ安全な作業を実施することを目的としている。

＜クマ等出没時の対応心得＞

・クマ等は人の想定を超えた行動をとる可能性があることを意識し、地域住民等はもとより自身の安全確保を第一に考えた行動をとる。

・責任者の指示に従い、常に冷静に行動する。

・出没現場で業務に従事する場合は、複数人で行動する。

・出動の必要性が生じた場合は、可能な限り速やかに装備を整え現地に赴くものとする。

Ⅱ． クマ等出没時の対応

1. 出没対応の選択肢

出没場所や時間、頻度、個体の状態などの出没状況によって適切な対応方法を選択する。

＜追い払い＞

概要	動物駆逐用煙火やゴム弾などを用いて、出没個体を追い払う方法
適用例	林縁が近いなど、出没個体の退路を確保でき、かつ作業者の安全が確保できる状況
必要な許認可	（煙火類を使用する場合） ・毎年の保安講習の受講 （ゴム弾を使用する場合） ・銃砲所持許可 ・猟銃用火薬類等譲受許可または猟銃用火薬類等無許可譲受票

＜捕獲（檻捕獲）＞

概要	捕獲檻・誘引餌を使用して出没個体を捕獲する方法
適用例	・狭い範囲で出没・被害が繰り返されている状況 ・夜間にのみ出没する場合や現在は出没していない等、緊急性が比較的高くない状況
必要な許認可	・有害鳥獣捕獲許可

＜捕獲（装薬銃・麻酔銃）＞

概要	装薬銃や麻酔銃を使用して、出没個体を遠隔で捕獲する方法 ※装薬銃では致死的な捕獲、麻酔銃では非致死的な捕獲となる
適用例	バックストップ（安土）が確保でき、跳弾の発生がない場所 （麻酔銃の場合）出没個体が逃走できない場所や、逃走する姿を追跡できる場所
必要な許認可	（装薬銃の場合） ・銃砲所持許可 ・猟銃用火薬類等譲受許可または猟銃用火薬類等無許可譲受票 ・有害鳥獣捕獲許可　※緊急銃猟の場合は不要 （麻酔銃の場合） ・麻酔銃所持許可 ・危険猟法許可　※薬品の種類や量によっては必要 ・有害鳥獣捕獲許可　※緊急銃猟の場合は不要 （住居集合地域等で麻酔銃を使用する場合） ・住居集合地域等での麻酔銃猟の許可　※緊急銃猟の場合は不要

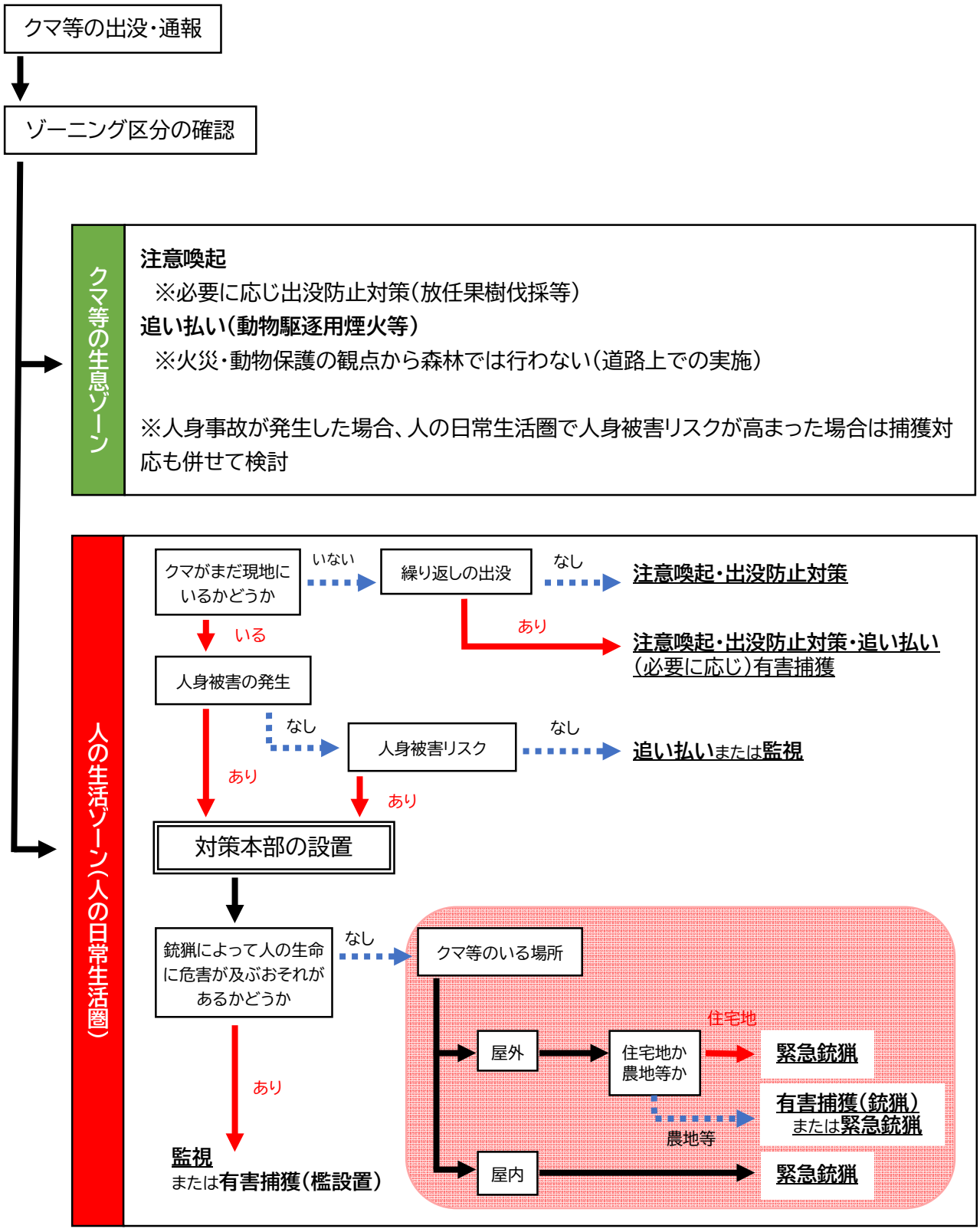
＜監視＞

概要	積極的な対応をとらずに、出没個体の動向を警戒する方法
適用例	他に対策の手立てがない場合や、差し迫った危険性がない場合
必要な許認可	特になし

2. 出没対応方針決定フロー

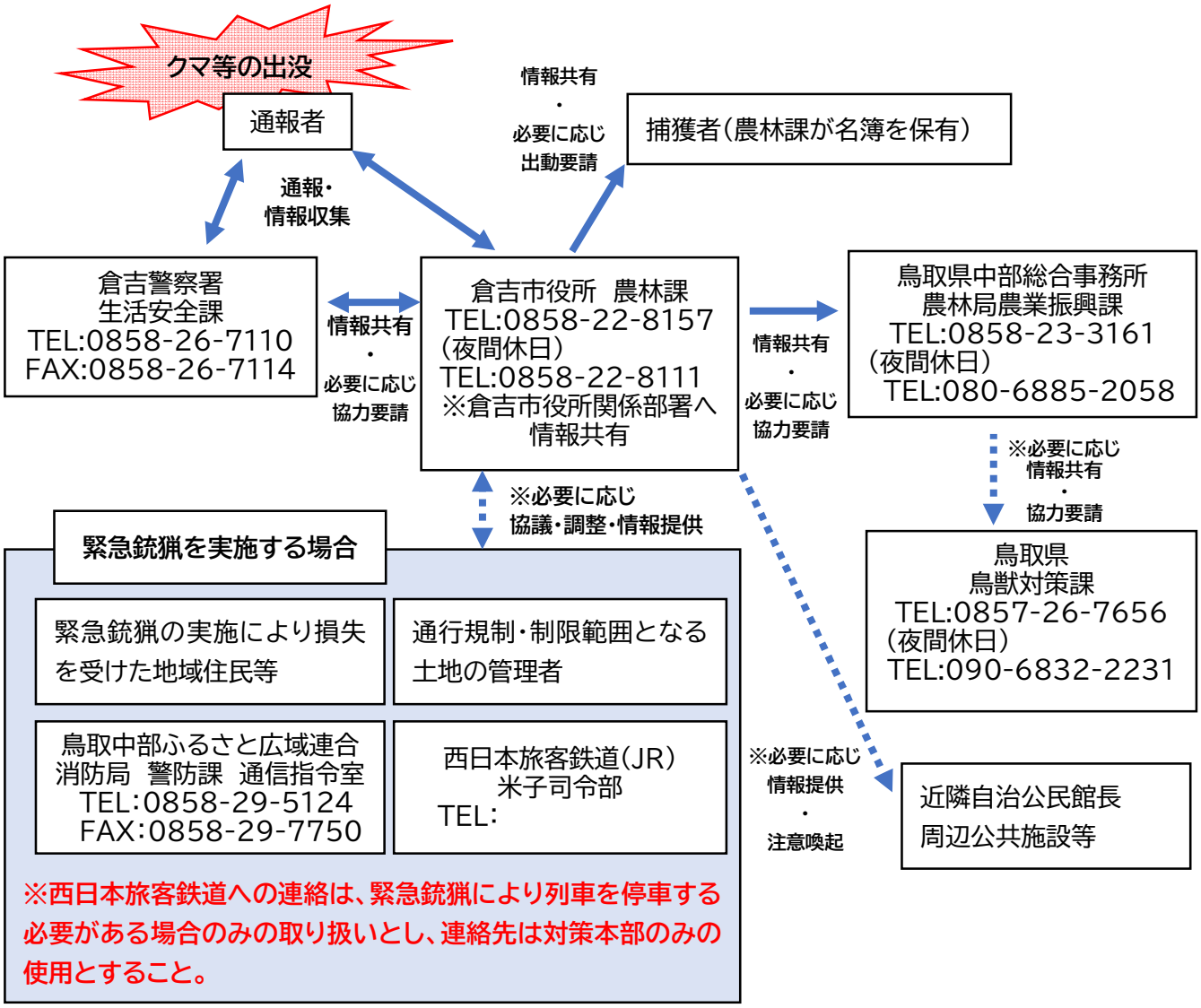
出没対応方針決定フローは以下のとおりとする。ただし、出没や被害の発生状況によっては必ずしもフローどおりに方針を決定できない場合もあるため、事案に応じて柔軟に対応する。

※危険鳥獣であるイノシシについても、同フローに準じて対応方針を決定する。



3. クマ等出没対応時の連絡体制図

クマ等出没対応時の連絡体制は以下のとおり。



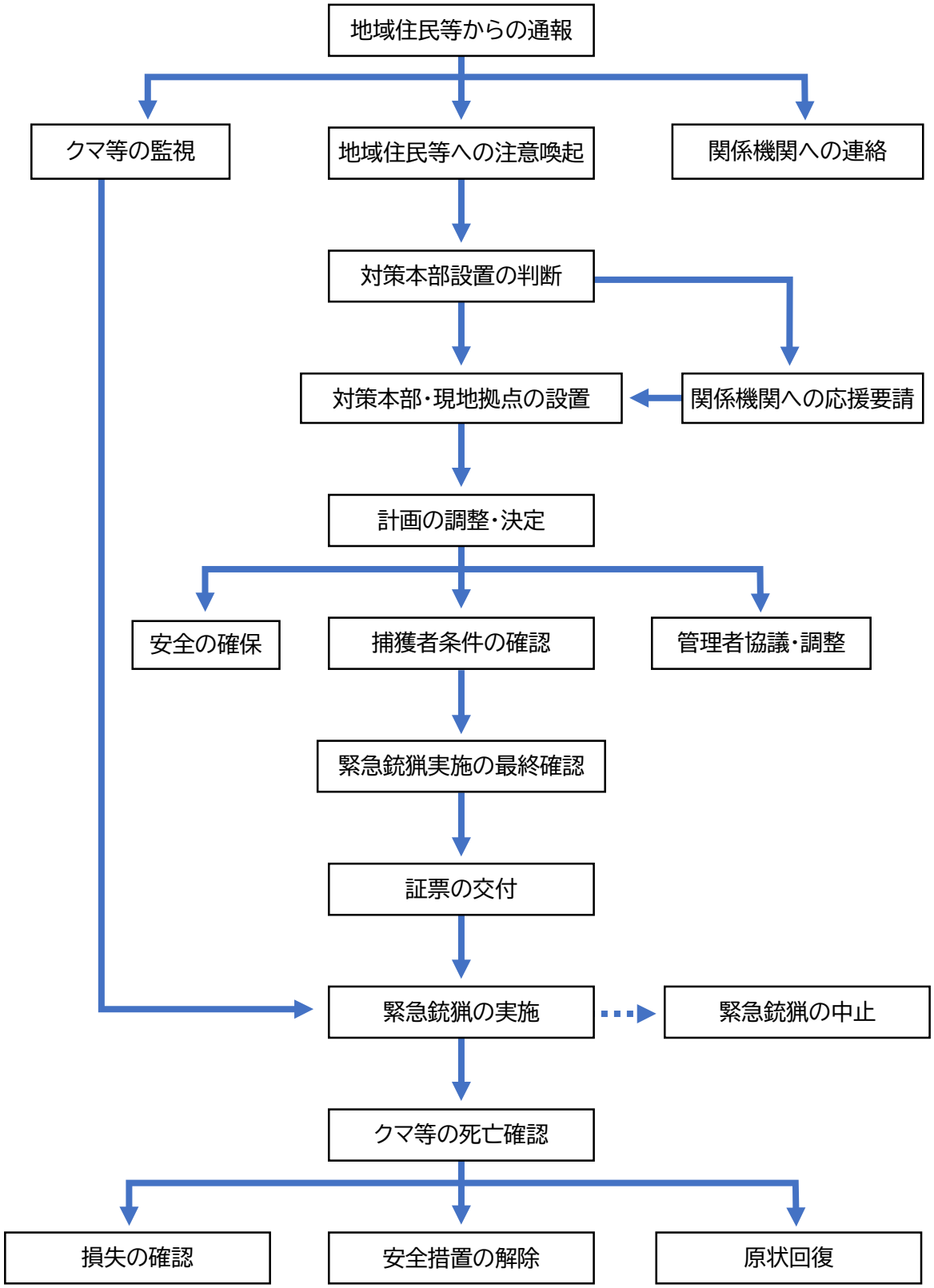
①クマ等出没対応時の倉吉市役所関係機関連絡先一覧（庁内の掲示版等を活用して連絡）

所属	電話番号	内容
防災安全課	22－8162 （内線 350）	防災無線
学校教育課	22－8166 （内線421）	注意喚起（小中学校）
こども支援課	22－8100 （内線675）	注意喚起（保育園・児童館）

Ⅲ. 緊急銃猟（人の日常生活圏にクマ等が出没した場合）

1. 全体概要

(1)全体フロー



（2）各主体の役割

主　体	主な役割
倉吉市 （以下「市」という。）	権限主体 ・緊急銃猟実施の判断、計画の決定 ・現場指揮（緊急銃猟、安全確保、現状回復等）
鳥取県 （以下「県」という。）	技術的助言・応援派遣 ・計画の調整等に係る助言、内部調整 ・職員の応援派遣
倉吉警察署 （以下「警察署」という。）	技術的助言・応援派遣 ・計画の調整等に係る助言、内部調整 ・職員の応援派遣
倉吉市鳥獣被害対策実施隊 （以下「実施隊」という。）	緊急銃猟 ・緊急銃猟の実施 ・計画の調整等に係る助言

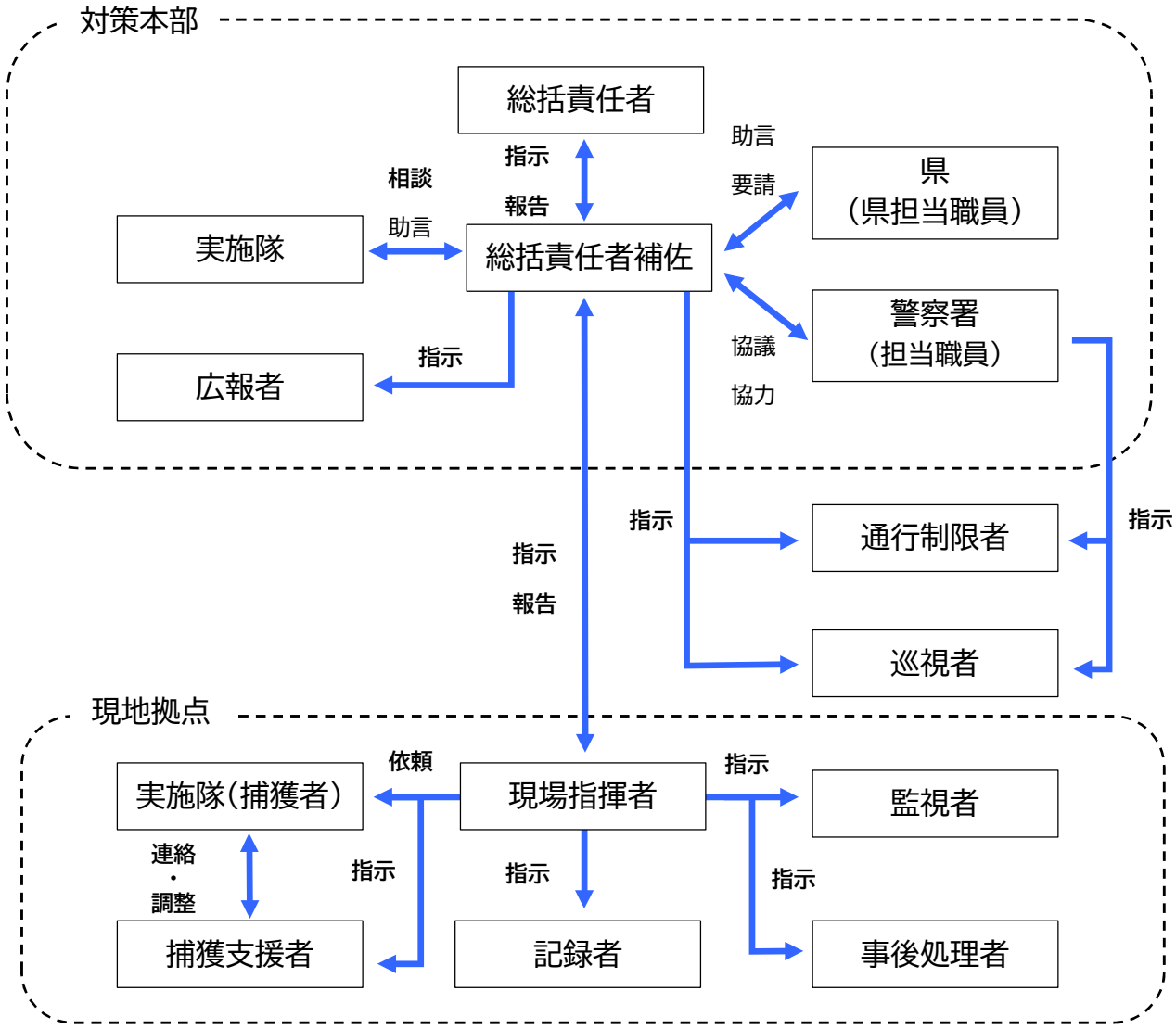
(3)主な役割

総括責任者は、市長が担い、その他の担当者は、総括責任者が命じる。

※市長は、必要に応じて、副市長、経済観光部長又は農林課長に総括責任者の権限を委任する。

担　当	主　体	参集場所	想定人員	主な役割
①総括責任者	市	対策本部	１名	・緊急銃猟実施の判断 ・緊急銃猟計画の決定
②関係者	県 警察署 実施隊	対策本部	各１名	・助言 ・県機関、警察機関との連絡調整
③総括責任者補佐	市 （農林課）	対策本部	１名	・総括責任者の補佐 ・道路管理者等への連絡調整 ・現場指揮者との連絡調整
④広報者	市 （防災安全課）	対策本部	１名	・防災無線、SNS等による住民への注意喚起
⑤現場指揮者	市 （農林課）	現地拠点	１名	・現場の指揮 ・証票等の交付
⑥監視者	市 （農林課）	現地拠点	２名	・クマ等の監視
⑦捕獲者	実施隊	現地拠点	２名以上	・緊急銃猟の実施
⑧捕獲支援者	警察署	現地拠点	２名以上	・捕獲者のサポート 緊急銃猟が実施できない場合の緊急的な発砲に備える。 （警職法※による発砲命令等は現場の警察官が判断することになる） ※警察官職務執行法第4条第1項
	市 （農林課）	現地拠点	２名以上	・現場指揮者との連絡調整
⑨通行制限者	市 （経済観光部） 県、警察署	現地拠点	４名以上	・道路等の通行制限
⑩巡視者	市 （経済観光部） 県、警察署	現地拠点	２名以上	・住民への避難の呼びかけ ・制限範囲内の巡視 ・場所の管理者、地権者と調整
⑪記録者	市 （農林課）	現地拠点	１名	・実施状況の記録
⑫事後処理者 （※他の役割と兼任可）	市 （農林課） 実施隊	現地拠点	２名以上	・捕獲個体の処分等

(4)指揮系統


対策本部
総括責任者
指示
報告
相談
助言
実施隊
総括責任者補佐
助言
要請
県
(県担当職員)
警察署
(担当職員)
協議
協力
広報者
指示
指示
指示
報告
指示
通行制限者
巡視者
現地拠点
実施隊(捕獲者)
依頼
現場指揮者
指示
監視者
連絡
・
調整
指示
指示
指示
捕獲支援者
記録者
事後処理者

2. 初動対応

(1)地域住民等からの通報(緊急銃猟以外でも同様)

市農林課の職員(以下「市職員」という。)は、地域住民等からクマ等の出没に関する通報が寄せられた際、別紙1「出没情報記録票」により現場の状況等を聞き取る。

確認項目(市職員)	
□出没情報記録票による聞き取り	

(2)現地確認(緊急銃猟以外でも同様)

市職員は、次のアからウに掲げる備品を携行の上、現地に急行し、車両内から目視でクマの出没状況を確認する。警察署職員が既に出没状況の確認を行っている場合は、情報を共有し状況を報告する。(警察署職員の判断で、現地周辺の交通規制が行われている場合も同様)

ア ヘルメット、防護シールド等
イ クマ撃退スプレー
ウ 煙火類または爆竹等花火

確認項目(市職員)	
□備品の携行	

(3)関係機関への連絡(緊急銃猟以外でも同様)

市職員は、緊急銃猟実施の可否に関わらず、別紙3「クマ出没時連絡網」に従って関係者に連絡する。

確認項目(市職員)	
□市関係部署への連絡 □県への連絡 □警察署への連絡 □実施隊への連絡(必要に応じて) □消防局への連絡(必要に応じて) □近隣自治公民館長への連絡 □周辺公共施設への連絡	

(4)地域住民等への注意喚起(緊急銃猟以外でも同様)

市職員は、人の日常生活圏にクマ等が出没したと判断した場合、別紙2「防災無線等原稿」に従って、防災無線等により地域住民等に注意喚起する。

確認項目(市職員)	
□防災無線による注意喚起	

＜参考：人の日常生活圏の考え方＞

人の日常生活圏とは、人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲を指し、住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる。

また、住居集合地域等も、人の日常生活圏に含まれる。



(5)対策本部設置の判断

総括責任者を決定し、捕獲によりクマ等を当該地域から排除する必要があると認め、次のアからエに掲げる全ての条件を満たすか又は満たす見込みがあるか判断した場合、対策本部を設置し緊急銃猟の実施について協議を行う。

緊急銃猟の条件を満たさない場合、P4「出没対応方針決定フロー」に従い追い払い等の対応を検討する。

ア　クマ等が人の日常生活圏に侵入
イ　クマ等による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要
ウ　銃猟以外の方法では的確かつ迅速にクマ等の捕獲等をすることが困難
エ　避難等によって地域住民等に弾丸が到達する恐れがない

確認項目（総括責任者）	
□総括責任者の決定	

(6)担当者の選任

総括責任者は、各担当者を選任する。

確認項目（総括責任者）	
□総括責任者補佐の選任（1 名） □広報者の選任（1 名）	担当： 担当：
□現場指揮者の選任（1 名） □監視者の選任（2 名） □捕獲者の選任（　名） □捕獲支援者の選任（　名） □通行制限者の選任（　名） □巡視者の選任（　名） □記録者の選任（1 名）	担当： 担当： 担当： 担当： 担当： 担当： 担当：

(7)クマ等の監視等

現場指揮者及び記録者は、アからキに掲げる備品等を携行し現地拠点を設置する。

監視者及び捕獲支援者は、現地拠点の備品等を活用し、警察署職員、捕獲者と連携をとり車両内から目視でクマ等を監視する。

通行制限者及び巡視者は、現地の地形などの状況を把握し、通行制限範囲の選定に必要な情報を収集する。

クマ等を見失った場合、現場指揮者は、総括責任者にその旨報告するとともに、警察署職員、捕獲者、監視者及び捕獲支援者と連携して、目撃場所付近の探索を継続する。

総括責任者は、目撃場所の位置、通報からの経過時間、人の往来状況、日没までの時間等を考慮して、探索の継続の有無を判断する。探索を打ち切った場合、人身被害の発生リスク等に応じて翌日以降の探索の実施等の対応を判断する。

ア 無線機(※携帯電話の代用も可)
イ 記録用ビデオカメラ(※携帯電話の代用も可)
ウ 緊急銃猟を行う捕獲者の証票(※ビブスまたは腕章。現場指揮者が携行)
エ 緊急銃猟のための土地の立ち入り等の証票(※ビブス。現場指揮者が携行)
オ 捕獲者チェックリスト(※現場指揮者が携行)
カ 住宅地図及びモバイル端末
キ 現地管理表(別紙4)

確認項目(現場指揮者)	
□備品の携行	

3. 計画の調整

(1)対策本部及び現地拠点の設置

総括責任者は、緊急銃猟の実施に先立ち、県、警察署及び実施隊(以下、「関係者」という。)を招集し、対策本部及び現地拠点を設置する。対策本部の構成員は、総括責任者、総括責任者補佐、広報者、県職員、警察署職員、実施隊とする。

対策本部の設置場所は、原則倉吉市役所とし、アからエに掲げる備品を備える。現地拠点の設置場所は、クマ等の出没現場付近とし、クマ等の出没場所によっては、対策本部と現地拠点を兼ねる場合もある。

ア ホワイトボード
イ 住宅地図及び空中写真
ウ パソコン及びポケット Wifi
エ プロジェクター及びスクリーン(または大型モニタ)

確認項目(総括責任者)	
□対策本部の設置	場所:
□県の招集	担当: 他 名
□警察署の招集	担当: 他 名
□実施隊の招集	担当:
□現地拠点の設置	場所:

(2)計画の決定

総括責任者は、関係者及び現場指揮者の意見を聞き、アからオに掲げる計画の内容を決定する。総括責任者補佐は、計画内容が決定した後、関係者と連携して計画の内容を各担当に伝達する。

ア 捕獲場所及び射撃方向

人家や周囲の地形、交通の状況等を総合的に勘案して設定する。

イ 制限範囲

捕獲場所を中心とし、半径 200m 以内の区域（必ずしも円形である必要はない）を原則とし、クマ等の活動状況や使用する銃器の性能に応じて調整する。

ウ 人の避難の方法

制限範囲内の地域住民等の避難方法を設定する。跳弾の可能性のある区域の地区住民等は、制限範囲外への退避、跳弾の可能性のない区域の地区住民は、屋内への退避を原則とする。

エ 通行制限箇所

制限範囲内に人や車両が侵入しないよう設定する。

オ その他留意事項

危険性の高い物件（危険物や引火物を取り扱う工場等）や損壊を避けるべき物件（寺社仏閣等）等に関する情報を整理する。

確認項目（総括責任者）	
□捕獲場所	場所：
□射撃方向	方向：
□使用する銃器と銃弾	種類：
□跳弾による被害の可能性	
□バックストップの有無	※空中写真に記載する。
□制限範囲の設定	〃
□人の避難の方法の設定	〃
□通行制限箇所の設定	内容：
□危険性の高い物件	内容：
□損壊を避けるべき物件	

（3）管理者等への協議・調整

総括責任者は、関係者の意見を聞き協議・連絡が必要となる管理者等をとりまとめる。

総括責任者補佐は、ア、イに掲げる通行制限箇所の管理者等に協議、調整する。

なお、警察署長へは、警察署職員が連絡し、県道の管理者へは、県職員が行うものとする。西日本旅客鉄道（以下、「JR」という。）施設に通行規制が必要となった（跳弾の被弾の恐れがある場合も含む）場合は、列車の運行時間を基に計画し、JR 米子指令所と地名、駅名（区間）、緊急銃猟開始予定時刻、終了予定時刻を調整する。なお、JR 米子指令所は、安全措置を講じるために1時間以上を要するため、計画調整時には時間を考慮する。ただし、可能な限り JR 施設に通行規制を行わない緊急銃猟となるよう調整するものとする。

緊急車両への情報共有として消防局警防課へ連絡を行う。

ア 道路管理者（県を除く）

イ JR 米子司令部（鉄道が敷設されている場合）

確認項目（総括責任者）	
□道路管理者への連絡	通行規制の場所、時間
□鉄道管理者への連絡	通行規制の場所、時間

□警察署長への連絡 □消防局警防課への連絡(情報共有)	緊急銃猟の計画内容 通行規制の場所、時間

4. 銃猟の実施

(1)安全の確保

通行制限者及び巡視者は、警察署と連携し、地域住民等の安全の確保のためア、イに掲げる事項を講じる。

広報者は、防災無線及びSNS等により地域住民等に周知する。また、総括責任者補佐は、JR 米子司令部に通行規制を伝達した場合、JR 米子司令部からの安全措置完了の報告を受ける。

ア 通行制限

通行制限者は、車両等の通行制限箇所において、道路・通路上に人又は車両を配置し制限範囲内への車両等の侵入を制限する。制限が完了した場合は、総括責任者補佐に報告する。

なお、通行制限者は、車両等の侵入があった場合、総括責任者補佐に速やかに報告する。

緊急車両が通行制限範囲に進入する必要が生じた場合は、総括責任者補佐に速やかに報告する。

イ 避難の呼びかけ

巡視者は、対象地域内にいる地域住民等に避難を呼びかける。地域住民等の避難が完了した後は、自らも安全な場所に退避し、総括責任者補佐に報告する。

確認項目(総括責任者)	
□通行制限者の配備 □JR 米子司令部からの安全措置完了の報告(鉄道等の通行規制を伝達した場合) □避難の呼びかけ □巡視者の退避 □防災無線による周知 □SNS等による周知	

(2)捕獲者要件の確認

現場指揮者は、別紙5「捕獲者チェックリスト」により、捕獲者が捕獲要件を満たしているか確認し、総括責任者に結果を報告する。チェックリストには、捕獲者の署名を求める。

確認項目(現場指揮者)	
□捕獲要件の確認 □総括責任者への報告 □チェックリストへの署名	

(3)緊急銃猟実施条件の最終確認

総括責任者は、次のアからエに掲げる全ての条件を満たすか又は満たす見込みがあるか判断し、別紙6「緊急銃猟確認チェックリスト」により最終確認を行い、緊急銃猟実施の可否を決定する。

ア クマ等が人の日常生活圏に侵入
イ クマ等による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要
ウ 銃猟以外の方法では的確かつ迅速にクマ等の捕獲等をすることが困難
エ 避難等によって地域住民等に弾丸が到達する恐れがない

確認項目(総括責任者)	
□緊急銃猟実施条件の確認 □総括責任者最終確認	

(4)証票等の交付

総括責任者は、緊急銃猟実施の決定を現場指揮者に連絡する。

現場指揮者は、別紙6「緊急銃猟確認チェックリスト」により最終確認を行い、捕獲者に証票を交付し、総括責任者補佐にその旨報告する。

なお、現場指揮者は、緊急銃猟の実施にあたり建物や土地に立ち入る場合、土地に立ち入る者に土地の立ち入り等の証票を交付する。

確認項目(総括責任者)	
□現場指揮者最終確認 □捕獲者への証票の交付	

(5)緊急銃猟の実施

捕獲者は、証票の交付を受けた後に、捕獲者のタイミングで銃猟を行う。捕獲は 2 名以上で実施するものとし、捕獲者間で射撃の順番をあらかじめ決めておく。

また、捕獲支援者は、捕獲者とともに行動して必要に応じて支援する。

(6)緊急銃猟の撮影

記録者は、緊急銃猟の実施状況をビデオカメラ等により撮影し、記録する。記録にあたっては、あらかじめ捕獲者の了承を得るものとする。

確認項目(現場指揮者)	
□捕獲者への確認 □記録の実施	

(7)緊急銃猟の中止

現場指揮者は、クマ等が移動した場合や安全が確保されないと判断した場合(緊急車両の通過により安全が確保されない場合を含む)、捕獲支援者に無線等により連絡し、緊急銃猟を中止する。現場指揮者は、捕獲者から証票を回収するとともに脱包の確認と銃カバーを被せることを指示する。併せて、総括責任者にその旨報告する。

また、捕獲者が安全確保に疑念を感じた場合、捕獲者自ら緊急銃猟中止の必要性を現場指揮者に進言することができるものとする。

なお、現場指揮者は、捕獲者と協議の上、緊急銃猟を中止した場合の避難場所をあらかじめ定めておくものとする。

総括責任者は、計画を再調整するとともに、関係者へ伝達する。

JR 施設に通行規制が必要な場合は、JR 司令部に再調整をした内容を伝達する。(ただし、JR 施設の通行規制時間が最小限になるよう調整する。)

確認項目(現場指揮者)	
□証票の回収 □脱包と銃カバー □総括責任者への報告 □JR 米子司令部に報告(鉄道等の通行規制を伝達した場合)	

5. 銃猟実施後の措置

(1)緊急銃猟の終了

現場指揮者は、銃猟が完了した後、捕獲者及び捕獲支援者と連携してクマ等の生死及び着弾部位と跳弾の有無を確認した上で、緊急銃猟の終了を判断するとともに総括責任者に報告する。

なお、原則、銃猟したクマ等は、止めさしを行うものとする。

確認項目(現場指揮者)	
□クマ等の生死確認 □総括責任者への報告	

(2)安全を確保する措置の解除

総括責任者は、通行規制・制限の措置、地域住民の避難を解除する。

総括責任者補佐は、JR 米子指令所に通行規制を伝達した場合、緊急銃猟終了の報告を行う。

確認項目(総括責任者)	
□通行制限の解除 □JR 米子司令部に報告(鉄道等の通行規制を伝達した場合) □避難の解除 □防災無線による周知 □SNSによる周知	

(3)損失確認

記録者は、着弾による建物や乗り物等の破損状況を確認し、写真により被害状況等を記録し、現場指揮者に報告する。

確認項目(現場指揮者)	
□現地確認・写真撮影 □破損状況の有無	内容:

(4)再発防止対策の検討

事後処理者は、捕獲者と連携し、クマ等による建物や農作物等の被害状況、誘引物及び移動の痕跡等の情報を収集し、現場指揮者に報告する。

確認項目(現場指揮者)	
□現地確認・写真撮影	

(5)原状回復

事後処理者は、実施隊と連携して捕獲個体を処理するとともに現場を清掃する。

なお、捕獲個体の処理は、近隣の市有林への埋設を原則とする。

確認項目(現場指揮者)	
□捕獲個体の処理 □現場の清掃	場所:

(6)緊急銃猟実施の記録

総括責任者補佐は、別紙7「記録表」により実施状況等を時系列で記録するとともに、別紙8「緊急銃猟実施報告様式」により県鳥獣対策課に報告する。

（別紙1）

出没情報記録票

記録者	記録月日	令和　　年　　月　　日(　)		
	所属	役所 ・ 警察署 ・ 交番 ・ 駐在所		
	氏名		連絡先電話番号	(　　)
連絡者	住所		氏名	
	連絡先電話番号	(　　)		
日時場所	日時	令和　　年　　月　　日(　　)　　時　　分頃		
	場所	住所		
		出没場所(林道・田等)		
出没状況	情報種類	①目撃 ②痕跡(・足跡 ・爪痕 ・食痕(食べていた物(　　)) ・その他(　　))		
	頭数	頭(このうち、親　　頭、子　　頭) 大きさ　　色		
	状況	①移動していた　②休んでいた　③(　　)を食べていた。 ④その他(　　)		
	備考			

出没場所・移動方向等の略図(集落、道路、河川、その他施設名などを付記して下さい。)

対応状況(注意喚起、誘引物除去、追い払い、有害捕獲等の対応状況を記載)

お願い

鳥取県ではツキノワグマの生息状況等を調査し、注意喚起や今後のクマ対策の検討等に活用しています。

出没情報が寄せられた場合にはこの記録票に記入いただき、下記の担当課へ送付くださるようお願いします。

なお、警察署・交番・駐在所が記録票を作成した場合は、出没した市町村にも送付くださるようお願いします。

(連絡先)

東部:東部農林事務所農業振興課

電話 0857(20)3553 ﾌｧｸｼﾐﾘ 0857(20)3561 夜間・休日 0857(20)3506

中部:中部総合事務所 農林局 農業振興課(経営支援担当)

電話 0858(23)3161 ﾌｧｸｼﾐﾘ 0858(23)3134 夜間・休日 0858(22)8141

西部:西部総合事務所 農林局 農林業振興課(生産流通担当)

電話 0859(31)9643 ﾌｧｸｼﾐﾘ 0859(34)1083 夜間・休日 0859(34)6211

（別紙2）

防災無線等原稿（例）

防災無線放送原稿（クマ目撃情報）

倉吉市から、熊（らしき動物）の目撃情報についてお知らせします。

本日、〇月〇日、「午前・午後」〇時〇〇分頃、倉吉市〇〇町地内の〇〇付近において、熊（らしき動物）が〇頭目撃されました。
十分に注意してください。
熊と遭遇しないためには、音を出して熊に自分の存在を知らせるようにし、熊に遭遇した場合は、落ち着いて、熊を刺激しないよう熊に向き合ったままそっと立ち去ってください。
なお、熊を目撃したときは、倉吉警察署（電話 0858-26-7110）又は倉吉市役所（電話 0858-22-8111）にご連絡ください。

防災無線放送原稿（通行規制等）

倉吉市から、緊急銃猟実施に伴う交通規制についてお知らせします。

本日、〇時頃、〇〇付近に、熊〇頭が出没しました。
現在熊は倉吉市〇〇町地内の〇〇付近に出没しており、人的被害のおそれがあることから、「午前・午後」〇時より緊急銃猟を実施するため、周辺道路を通行止めとします。
危険ですので、周辺住民の方は、外に出ないようにしてください。

市役所職員や警察官から避難指示があった場合は、誘導に従い避難してください。

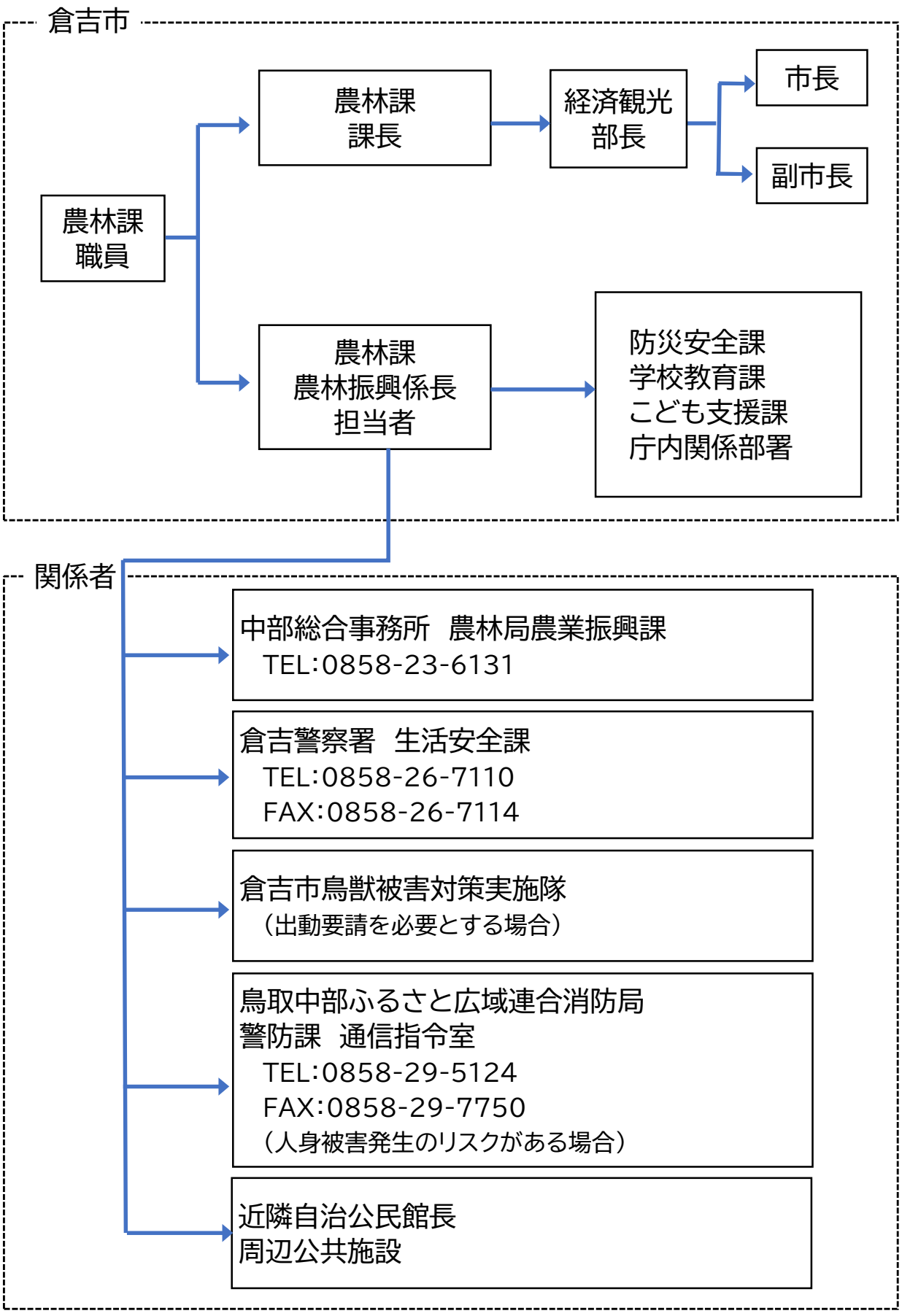
防災無線放送原稿（通行規制解除）

倉吉市から、緊急銃猟実施に伴う交通規制の解除についてお知らせします。

緊急銃猟の終了に伴い、倉吉市〇〇町地内の〇〇付近周辺道路の通行止めを「午前・午後」〇時に解除しました。

（別紙3）

クマ出没時連絡網



（別紙4）

現場管理表

役　割	氏　　名	配置場所	配置時間	無線番号
現場指揮者			：　～　：	
記録者			：　～　：	
監視者			：　～　：	
			：　～　：	
捕獲者	1 班		：　～　：	
	2 班		：　～　：	
	3 班		：　～　：	
捕獲支援者	1 班		：　～　：	
	2 班		：　～　：	
	3 班		：　～　：	
通行制限者			：　～　：	
			：　～　：	
			：　～　：	
			：　～　：	
			：　～　：	
巡視者			：　～　：	
			：　～　：	
			：　～　：	
			：　～　：	
事後処理者			：　～　：	

（別紙5）

捕獲者チェックリスト

項　目	要　件	確認欄
法令で定める事項（必須）	第一種銃猟免許を所持している。 ※装薬銃を使用する場合（麻酔銃猟をする場合は除く）	□
	第二種銃猟免許を所持している。 ※空気銃を使用する場合（麻酔銃猟をする場合は除く）	□
	過去1年以内に銃器による射撃を 2 回以上実施している。（止めさしを含む）（麻酔銃猟をする場合は除く）	□
	過去 3 年以内に緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある。（止めさしを含む）	□
夜間に緊急銃猟をする場合に、法令で定める事項（夜間に屋外において緊急銃猟を実施する場合（※麻酔銃猟をする場合は除く）。）	射撃場における 5 回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（特定ライフル銃を除く。）にあっては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している。 ※なお、射撃線から標的までの距離は 50m とし、射撃姿勢（重心を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。 イ　標的の中心から 2.5cm ロ　標的の中心から 5.0cm	□
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、5 時間以上の講習を修了している者であること。	□
	年　　月　　日 氏 名	

（別紙6）

緊急銃猟確認チェックリスト

【総括責任者確認項目】

（確認日時：　　時　　分）

内　容	確認先	確認欄
◆クマ等が人の生活圏に侵入している	関係者	□
◆クマ等による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要である	関係者	□
◆銃猟以外の方法では的確かつ迅速にクマ等の捕獲等をすることが困難である	関係者	□
◆避難等によって地域住民等に弾丸が到達する恐れがない	－	－
・通行制限の措置が講じられている	通行制限者	□
・地域住民の避難が完了している	巡視者	□
・巡視者の退避が完了している	巡視者	□
・広報（防災無線、SNS）している	広報者	□
・鉄道管理者に連絡し、安全措置完了の報告を受けている	総括責任者補佐	□
・道路管理者に連絡している	総括責任者補佐	□
・警察署長に連絡している	警察署	□
・消防局に連絡している	総括責任者補佐	□
◆現場指揮者に留意事項を伝達している	－	□
◆捕獲者の捕獲要件を確認している	現場指揮者	□
◆射線方向にバックストップがある	現場指揮者	□

【現場指揮者確認項目】

（確認日時：　　時　　分）

内　容	確認先	確認欄
◆土地の立ち入りを伴う場合、証票を身に着けている	－	□
◆現場周辺の安全が確保されている	－	－
・射線方向に人がいない	－	□
・現場関係者の配置が適当である	－	□
◆捕獲者に留意事項を伝達している	捕獲者	□
◆射撃の順番を決めている	捕獲者	□
◆緊急銃猟を中止する場合の連絡方法を伝達している	捕獲者	□
◆捕獲者に記録の実施の有無を確認している	捕獲者	□
◆総括責任者に確認事項の報告をしている	総括責任者	□

（別紙7）

記録表

時　間	内　容	確認欄
:	通報受電	－
:	住民等への周知（防災無線、SNS）	－
:	関係機関への連絡（県、警察署、実施隊）	□
:	監視の開始	□
:	緊急銃猟実施の決定	□
:	対策本部の設置	□
:	現地拠点の設置	□
:	計画の決定	□
:	通行規制の開始	□
:	通行規制の完了	□
:	避難呼びかけの開始	□
:	避難呼びかけの完了	□
:	広報の完了（防災無線、SNS）	□
:	証票の交付	□
:	緊急銃猟の実施	□
:	クマ等の死亡確認	□
:	安全確保措置の解除	□
:	捕獲個体の処理（埋設先:　　）	□

（別紙8）

緊急銃猟実施報告様式

本報告は、1週間以内程度でのご提出をお願いします。
また、緊急銃猟を実施した日のうちに、本報告様式によらずメール等により、緊急銃猟を実施した旨の事実（①日時、②市町村名、③危険鳥獣の種類）は、環境省までご報告をお願いします。

※回答欄について、空欄に必要事項を記載するか、該当するものに〇をつけて下さい。
※回答欄が狭い場合には、改行により回答欄を広くして下さい。全体のページ数が様式のページ数を超えても構いません。

1. 基本情報

(1)緊急銃猟を実施した日時

※一度の射撃で捕獲等が完了せず、複数回の射撃を行った場合には、全て記載下さい。

(2)緊急銃猟を実施した場所

住所 緯度経度(10 進法)	*※緯度経度については、GPS 又は地図から読み取った情報を記載下さい。*
緊急銃猟を実施した場所の環境の種類	*※例)市街地、建物内(建物の種類:　)、農耕地、道路(のり面含む)、河川敷・堤防、海岸、その他(　　)*
緊急銃猟を実施した場所の状況	*※例)山林から 100m 離れた農地。視界は良い。*
地図	*※緊急銃猟を実施した場所の様子がわかる地図を添付して下さい。本回答欄に貼り付けていただくか、本報告の添付資料として別途提出下さい。*

(3)天気

晴れ ・ くもり ・ 雨 ・ その他(　　)

2. 危険鳥獣に関する事項

(1)　危険鳥獣の種類等

鳥獣の種類（★）		頭数(★)（親子の場合はその旨記載下さい）		年齢		性別	オス・メス

大きさ	全長	cm	体重（実測・目測）	kg	前掌幅（クマ類に限る）	cm

繁殖状況	*※情報の収集方法等については、「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン補足資料」Box4 も必要に応じご参照下さい。把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合にはご連絡下さい。*
個体識別に係る DNA 検査の実施状況	*※把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合にはご連絡下さい。*
その他	*※危険鳥獣に関して補足があれば、記載下さい。*

(2)　危険鳥獣の行動履歴

※初出没の通報から緊急銃猟の実施までの間のクマの行動履歴や緊急銃猟の実施のための手順の実施履歴について、可能な範囲で時系列に沿って箇条書きで記載下さい。危険鳥獣による被害の発生の日時や自治体による対応状況についても併せて記載下さい。

(3)　危険鳥獣による被害状況

人身被害　*※該当がある場合に〇をつけて下さい。*	
農林水産業被害　*※該当がある場合に〇をつけて下さい。*	
その他の被害(具体的に)　*※該当がある場合に記載してください。*	

(4)　危険鳥獣の出没の原因に係る考察

※何らかの誘引物に引き寄せられたなど、想像される原因について、ご担当者様の考察を記載下さい。

3. 緊急銃猟の実施に関する事項

(1)緊急銃猟の実施体制

①人数等

役割	人数 （うち、兼務の人数）	補足（役職や所属、その他関連情報）
捕獲者		*※市町村職員かどうか、また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止実施隊の所属の有無については記載下さい。*
捕獲者を サポートする者		*※市町村職員かどうか、また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止実施隊の所属の有無については記載下さい。*
緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施の市町村職員への指示又は市町村以外の者への委託を行う者		*※役職や所属は記載下さい。*
通行制限を行う者		*※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。例）○○課より○名*
住民への避難を 呼びかける者		*※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。例）○○課より○名*
緊急銃猟の様子を 記録する者		*※役職や所属は記載下さい。*
場所の管理者・地権者との調整を行う者		*※役職や所属は記載下さい。*
原状回復を行う者		*※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。例）○○課より○名*

②都道府県への応援の要請を行った場合、派遣された都道府県職員の人数と、実施した内容

③警察官の協力を得た場合、警察官が実施した内容

（2）通行制限・避難指示、銃猟の角度等

使用した銃	*※例：ライフル銃（銃の製品名ではなく、種類を記載下さい。）*	実包等の種類	*※例：サボット弾（実包等の製品名ではなく、種類を記載下さい。）*	射撃距離	*※射撃時の捕獲者と危険鳥獣の距離を記載下さい*
バックストップの材質			捕獲者とバックストップとのおおよその角度		

土地の立ち入りの 実施状況	※緊急銃猟の実施にあたって、他人の土地への立ち入りや障害物の除去についての実施状況について記載下さい。
安全確保措置の概要	※通行禁止・制限範囲の設定、住民への避難指示の実施方法についてご記載下さい。
捕獲者、通行制限を行う者等の安全を確保するために講じた対応 ※あれば記載	※盾の装備やクマスプレーの携帯など、安全確保のための対応があれば、捕獲者、通行制限を行う者等の役割ごとにご記載ください。
概況図	※模式的な図等を交えて説明して下さい。図の作成にあたっては、地図に本部設置場所、人員の配置、射撃位置、捕獲場所、避難範囲、交通規制範囲等を記載下さい。緊急銃猟ガイドライン P80～「事例」についても参考にして下さい。 ※また、上記の図とは別に、捕獲者とバックストップとのおおよその角度、射撃時の捕獲者と危険鳥獣の距離、その他周辺状況（藪や建物の状況等）がわかる資料も可能な範囲でご提出ください。緊急銃猟ガイドライン P56 図 10～12 についても参考にして下さい。 ※手書きの図をスキャン等して画像として貼り付けていただいたり、別ファイルで添付していただくことも可能です。

(3)緊急銃猟の実施結果

危険鳥獣の捕獲等の有無			有 ・ 無		
発射弾数		命中弾数		貫通弾数	
跳弾等の有無	有 ・ 無		跳弾の状況		
物損の有無			有 ・ 無		
物損がある場合の今後の対応					
その他	*※緊急銃猟の実施結果に関して補足があれば、記載下さい。*				

4. 緊急銃猟を実施した市町村の対応経験や事前準備の状況

(1)過去5年間の危険鳥獣の対応経験

緊急銃猟の実施の有無	有 ・ 無
緊急銃猟以外の方法による 人の日常生活圏における危険鳥獣の捕獲等の対応の有無	有 ・ 無
捕獲等以外(追い払い等)の方法による 人の日常生活圏における危険鳥獣の対応の有無	有 ・ 無

(2)緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備の状況

対応マニュアルの 作成の有無	有 ・ 無	対応マニュアルの 作成に関する状況	*※出没対応マニュアルに緊急銃猟対応時の対応を追加している場合は、当該マニュアル名を記載下さい。*
権限委任等の有無	有 ・ 無	権限委任等の状況 (委任等をしている場合には その方法を含む)	
捕獲者の確保の有無	有 ・ 無	捕獲者の確保の状況	
訓練・研修等の 実施の有無	有 ・ 無	訓練・研修等の実施状況	
加入している保険の会社名、保険商品名、主な補償内容 (第三者の人身事故)			
加入している保険の会社名、保険商品名、主な補償内容 (第三者の物損)			
加入している保険の会社名、保険商品名、主な補償内容 (自損事故)			
交付金の利用状況			

5. 考察

※成果や課題等について自由に記載下さい。

6. 情報共有の可否

他自治体への情報共有	可 ・ 不可
警察（警察庁や都道府県警察等）への情報共有	可 ・ 不可
その他	*※情報共有の可否に関して補足があれば、記載下さい。*

注）報告いただいた情報は、緊急銃猟制度の運用の改善や他省庁が行う人の日常生活圏におけるクマ対策等に活用させていただきます。

倉吉市クマ等出没時対応マニュアル
令和8年6月発行

発行：倉吉市経済観光部農林課